

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 障害者差別解消法が施行されます

【生活支援課（春日庁舎内）】 ☎74・0222

だれもが共生できる社会をめざして

「障害者差別解消法」はすべての人が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。平成28年4月1日から施行されます。



障害者差別解消法とは

障がいを理由とする差別を解消するための基本的な取り決めや、国および地方公共団体、民間事業者に対し、障がいを理由とする差別を禁止し、解消するための方法について定められた法律です。すべての国民が障がいのありなしに関係なく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をめざします。

法律の概要

この法律は、主に次の3つのことについて定められています。

- ①国の行政機関・地方公共団体および民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止。
- ②差別を解消するための取り組み方針を示す、国の「基本方針」の作成。

③行政機関、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的な内容を示す「対応要領」・「対応指針」の作成。さらに、相談体制の整備・啓発活動など、支援方法を定めています。

障がいを理由とする差別とは

同法で禁止されている「障がいを理由とする差別」には2つの種類があります。「障がいを理由として差別的な対応をすること」「障がいのある方に対してできる範囲の配慮をしないこと」です。

■障がいを理由とする差別的な対応



障がいを理由に入店やサービスの提供を拒否したり、店内での行動やサービス内容に制限・条件をつけたりすることです。

■障がいのある方に対してできる範囲での配慮をしない



聴覚障がいのある方に筆談で説明を求められた場合に要望に応じることができない範囲で配慮をすることが求められます。

配慮がされず、制度の利用ができないなど、権利・利益が侵害される場合は差別に当たります。

法律の効果

障がいを理由として差別的な対応をすること（不当な差別的取り扱い）を禁止し、「障がいのある方に対してできる範囲の配慮をすること（障がい者への合理的配慮）」を義務付けています。

その義務の範囲は団体により異なり、国・地方公共団体は法的な配慮義務、民間事業者には努力義務が課されています。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国・地方公共団体	禁止	法的義務 合理的な配慮を行う義務がある
民間事業者	禁止	努力義務 合理的な配慮を行うよう努める義務がある

相談先

障害者差別解消法に関する相談や紛争解決は、内容に応じて、行政相談や人権相談など現在実施している制度を利用して解決します。

■差別的な対応をされた時の解決方法（Q&A）

Q 窓口で「不当な差別的取り扱い」を受けました。相談窓口はどこですか。

A まずは、その機関の苦情相談窓口にお申し出ください。内容によっては、行政相談や人権相談にご相談ください。

Q 障がいのある方に対する雇用差別も、この法律の対象になりますか。

A 雇用に関する差別については、障害者雇用促進法の対象になります。

各種相談窓口（行政・人権ほか）の開催日時や連絡先は広報11ページをご覧ください。

だれもが共生できる社会を実現するために

だれもが尊重し合い、共生できる社会を実現するためには、だれもが快適な生活を送れるよう環境を整備し、互いに配慮し合う必要があります。

特に、障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送る上で壁となるものに気づき、改善したり、取り除いたりすることが大切です。

■日常生活で壁になるもの

- ①建物や設備
段差があつて車いすで通行しにくい道や、通路が狭く歩行しにくい施設など
- ②制度
障がいがあることを理由に資格・免許などの付与を制限することを定めている制度など

- ③慣行
障がいのある方の存在を意識していない慣習や文化
- ④観念
障がいのある方への偏見や差別

だれもが尊重し合い、共生できる社会を実現するためには一人ひとりの心がけが必要です。まずは、身の回りや、日常を振り返ってみましょう。

■日常を見直しましょう



▶段差
車いすが段差で進めない時には、段差を超えるための介助をしましょう。



▶ホームページ
視覚障がいの方が使うホームページの読み上げソフトが機能するように、情報は画像と文字の両方で伝えましょう。



▶窓口
聴覚障がいの方には、口頭の説明ではなく筆談や手話のできる人とともに対応するなど、方法を工夫して意思疎通を図りましょう。